平成２３年（フ）第２６９号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目11番11号
債務者　市川　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９２号
福岡県大野城市白木原１丁目１番41―506号　アルメリア白木原
債務者　金子美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９６号
福岡県春日市大土居２丁目135番地ドミール春日405号
債務者　江上恵美子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市高城町2670番地
債務者　野島　祐也
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
鹿児島県薩摩川内市高城町2670番地
債務者　野島麻理子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
茨城県笠間市笠間1375番地１　グレースハイム208号
債務者　吉田　守芳
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
茨城県笠間市寺崎148番地１　コーポテラザキ201
債務者　高橋　　進
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
茨城県笠間市寺崎148番地１　コーポテラザキ201
債務者　高橋　直美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
茨城県小美玉市野田850番地２
債務者　矢口　信也
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８５５号
神奈川県中郡大磯町高麗３丁目１番58号　ブレーメンⅢ202号
債務者　寺岡謙一郎
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７２号
神奈川県厚木市長谷1566番地８
債務者　野村　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２４号
神奈川県伊勢原市板戸953番地の１　栄ハイツＡ棟201号
債務者　外所　雄二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３８号
神奈川県小田原市蓮正寺518番地　ハイツ古澤205号室
債務者　山田　京子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７４号
京都市右京区嵯峨野開町20番地15
債務者　清水染工こと清水こと　丁　　勇二
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
京都市右京区嵯峨野開町20番地の15
債務者　清水こと　長谷川三江
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
京都市中京区壬生坊城町８番地　大竹マンション201号
債務者　長續　久子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
京都市山科区大塚森町16番地の２　スターハウス201
債務者　仁木　信子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1037番地
債務者　鷺森　政徳
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部